平成２９年（フ）第５３９号
埼玉県加須市中央１丁目７番24号　今成マンション203号、前住所埼玉県鴻巣市原馬室3640番地の７
破産者　加藤　　靖
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９７号
埼玉県加須市礼羽317番地５、旧住所埼玉県熊谷市新堀新田520番地17
破産者　金　　英幸
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９８号
埼玉県加須市礼羽317番地５
破産者　金　　鉄雄
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８２号
さいたま市南区辻５丁目７番29号、住民票上の住所さいたま市南区辻４丁目18番２号
破産者　池上　昌司
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８３号
さいたま市南区辻５丁目７番29号、住民票上の住所さいたま市南区辻４丁目18番２号
破産者　池上みさを
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
静岡県沼津市岡宮1175番地の９
破産者　佐野　一之
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
静岡県榛原郡吉田町住吉3716番地の２　富田アパート２－２
破産者　鈴木　　清
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
大阪府大阪市西成区千本中１丁目７番７号スワンハイツ306、開始決定時大阪府堺市北区百舌鳥梅町１丁15番地11、前住所大阪府貝塚市石才38番地１
破産者　大森勝範こと　朴　　勝範
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
大阪府泉佐野市湊３丁目１番27号、前住所大阪府泉南郡熊取町大久保南１丁目1733番地の９－308
破産者　小林　崇成
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４９号
大阪府岸和田市尾生町３丁目27番24号
破産者　橋本　健治
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第８地割128番地
破産者　君成田陽子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第３０号
秋田県由利本荘市薬師堂字山崎124番地15
破産者　菅原　剛志
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第３９号
秋田県由利本荘市石脇字竜巻１番地23
破産者　齋藤　菜那（旧姓相澤）
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第８２号
秋田県横手市増田町増田字関ノ口15番地１
破産者　安藤　孝樹
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第７６２号
埼玉県春日部市樋堀225番地５、破産手続開始時の住所さいたま市岩槻区太田２丁目８番16号
破産者　加藤　直義
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７６３号
埼玉県春日部市樋堀225番地５、破産手続開始時の住所さいたま市岩槻区太田２丁目８番16号
破産者　加藤　久子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６３号
さいたま市見沼区春野４丁目13番地１
破産者　大田　義浩
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９９２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１－９－101
破産者　若林　久三
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係